

第2回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ
中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第2回）

1. 開 会：令和6年11月8日（金）15:00～17:15

2. 開催方法：経済産業省内会議室及びオンライン

3. 出席：（五十音順、敬称略）

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

小野 恭子	織 朱實	柿本 章子
蒲生 昌志	岸本 充生	金原 和秀
須方 督夫	東海 明宏（座長）	宮田 知代子

中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会

大塚 直	亀屋 隆志	白石 寛明
鈴木 規之（委員長）	早川 有紀	戸次 加奈江
増沢 陽子		

4. 議題

1. 化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について
2. その他

○松下補佐　ただいまから、第2回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ、中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第2回）の第2回合同会合を開催いたします。

なお、本合同会合の議事進行担当の事務局は関係2省による持ち回りとさせていただいておりまして、本日は、経済産業省が務めさせていただきます。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告申し上げます。

第2回目の合同会合につきましては、環境省環境保健部の前田部長より御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○前田部長　環境省環境保健部長の前田でございます。事務局を経済産業省と共同で担当している環境省を代表いたしまして、一言、御挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、日頃から、化学物質管理の推進に当たりまして格段の御高配を賜り、この場をお借りして、厚く御礼を申し上げます。

第1回会合においても御説明したとおり、本会合は、化学物質審査規制法、いわゆる化審法の平成29年、すなわち2017年の改正の全面執行後、5年を経過したことを契機に、今後の化学物質管理の在り方について検討するために開催しているものでございます。

前回の第1回会合では、法改正に関する事項を中心に、その施行状況についての御報告をし、御審議いただいたところでございます。

本日の会合では、前回の論点に加えて、国内外の様々な化学物質管理に関する動向を踏まえて、より高い視座から、化学物質管理に関する諸施策について、御意見を頂戴できれば幸いです。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見を、どうぞよろしくお願いいたします。

○松下補佐　続きまして、本合同会合の進め方について御説明いたします。

本日は15時から17時までの予定としておりまして、議事次第の議題のとおり進めさせていただきます。

なお、本会合は公開の会議であることから、会議の様子をYouTubeにてオンライン配信しておりますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。

議題1といたしまして、資料1-1、資料1-2、あと、参考資料1を配付してございます。過不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。

本日は経済産業省が事務局を担当しておりますことから、本日の議事進行につきまして、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ座長の東海座長に進行をお願いしたく存じます。よろしくお願いします。

○東海座長　東海でございます。

第1回目では、現行の化審法の施行状況並びに化学物質管理の動向についての意見交換がなされました。

本日、第2回目では、論点といいますか、検討事項についての会合でございますので、皆様方からぜひ忌憚のない御意見を頂ければと思っております。

それでは、初めに、本日の会議の公開の是非についてお諮りいたします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところでございますが、本日の会議につきましては、「公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定な者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合」等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、公開といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございました。それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、公開の会議の議事録は後日、ホームページ等で公開されますの、あらかじめ御承知をお願いします。

それでは、まず、議題1の「化学物質審査規制法の施行状況及び化学物質管理の動向を踏まえた検討事項について」、事務局から説明をお願いいたします。

○内野室長　それでは、事務局から御説明をさせていただきます。

資料1-1に基づいて御説明をさせていただきますが、この資料は、全体を通じてそうですけれども、事務局を務める環境省、経済産業省が合同で作成いたしております。そのため、この資料の御説明に当たりましても、両省から数枚ずつ交互に御説明をさせていただきますので、あらかじめ申し添えます。

それでは、次のスライドで目次をお示しさせていただきます。

こちらが、本日、事務局から御提示させていただく論点としてまとめさせていただいたものでございます。

大きく2つの塊がございまして、1点目が「現行制度の効率化・高度化に関する事項」として3つの項目、その下にさらに細項目がございしますが、まとめさせていただいております。

す。

2点目としましては、その制度の周辺、政策的な議論も含めた化学物質管理に関する事項として2. を挙げさせていただき、さらにその下に3つのテーマ、さらにその下に個別トピックスを整理させていただいているという構成でございます。

これらの論点につきまして、今後の方向性も含めて御議論いただくべく、事務局のこれまでの、あるいは現在の取組の御紹介も織り交ぜながら御説明申し上げます。

それでは、次のスライドをお願いいたします。

まず1点目、「現行制度の効率化・高度化に関する事項」としまして、まず、リスク評価に関することでございます。

そのうちの1つ目でございます。次のスライドであります、「国が行うリスク評価の効率化・実効性の向上」というテーマについてでございます。

一般化学物質等、市場に流通しております化学物質につきましては、国がスクリーニング評価、リスク評価をしてございまして、そのプロセスは、左のイメージ図にまとめさせていただいたとおりでございます。

その上で、優先評価化学物質に指定された上での流れとしましては、1ポツに記載のとおり、詳細なリスク評価をしているということでございます。こちらは3省、環境省、厚労省、経済産業省において、専門家による科学的知見を踏まえた上で行っているということでございますが、実態としまして、評価に必要となる情報、例えば有害性情報や環境モニタリングデータなどが入手できないがために、詳細なリスク評価の実施まで時間を要するケースも見られるということがございます。

下に表がございまして、直近3年度分の優先評価化学物質の数、その上で、順次、リスク評価（一次）、評価Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、リスク評価（二次）に進んでいくわけでございますが、評価Ⅰの対象物質数、その上で評価Ⅱに移行した物質数、そして累積という形になりますけれども、評価Ⅱをするべきという対象物質数などをまとめてございます。

こういった実態を踏まえながらの論点でございますが、我々とししましてもこれまでも、例えば「化審法の優先評価化学物質の見直しについて」という御提案を令和5年の1月にいたしまして、それに基づいて、合理化・加速化に向けた取組を進めているところでございますけれども、表にお示ししていますように、評価Ⅰの段階で評価が進んでいない、停滞している物質が多いことから、さらなる運用改善の余地があるのではないかと考えているということでございます。

続いて、次の論点について御説明申し上げます。

②の「QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用」というところでございます。

第1回で御説明させていただいたところもございますが、化審法の審査や評価の効率化・高度化を図る観点から、これまでも3省で様々な取組を実施してきたところでございます。

下にお示ししておりますのは、「新規化学物質の審査における新たな評価手法の導入実績」ということでございまして、主に分解性や蓄積性評価に関することなどの評価手法について、見直しを行ったりしてきたところでございます。

それぞれの評価の見直しによって、どういった効果があったかということをまとめさせていただいておりますが、一言で申し上げると、必要な試験をしっかりとやっていただくという観点で、それ以外の試験を削減する方法にも取り組んできたところでございます。

続いて、「リスク評価における生分解性評価のウェイト・オブ・エビデンスの導入検討」というところにつきましては、先ほどの一般化学物質のリスク評価におきましても、試験データ以外のところのやり方で、総合的に評価を進めるという形で、現在検討に取り組んでおりまして、今、実用的なウェイト・オブ・エビデンスを進めるためのマニュアル案を策定すべく検討しているところでございます。

今後も、新規化学物質の審査や上市後の化学物質のリスク評価に、これら手法を含め、様々な手法の活用可能性を検討していくための取組が重要であると考えてございます。

○長谷川室長　　続きまして、③の「事業者自らによるリスク管理の向上」というテーマでございます。

御承知のとおり、化審法の枠組みでは、リスク評価は国が実施することになっておりますが、事業者や業界団体の中には、自主的な取組として、化審法の円滑な施行、また、その措置・水準を超えたリスク管理を行っているところがあります。

例えば、左下の青色の表に記載してございますが、日本塗料工業会では、船舶で利用されているような防汚剤、また、その塗料などについて、化審法におけるリスク評価に使えるような情報を事業者自らが整備して、実際、リスク評価を行うといった取組をしております。

また、クロロカーボン衛生協会では、主に塩素系溶剤でございますが、ハンドブックをつくったり、小冊子などをつくったり、また、安全講習会などを行って、より適切な化学物質管理を行っております。

このような取組が化審法と並行して行われることは、より広範な化学物質管理につながるものと期待しております。

また、右側の表にございますが、化審法ではカテゴリごとに、様々な製造・輸入事業者に対する措置・水準を定めております。

前回の審議会では、表の下から2番目、特定新規・特定一般化学物質を対象に、実際、私どもでアンケートをしてみて、どのような取組をしているかということを調べさせていただきましたが、そこで判明したのは、その措置・水準を守るために、様々な取組を行っていらっしゃるということでした。

ほかのカテゴリを取り扱うような製造・輸入事業者についても、何らかの取組を行っているであろうということが期待されておりますが、私どもは実は、そのあたりの情報は十分把握できておりませんので、先駆的な取組、また、ベストプラクティスなどを広く周知することで、より適切な化学物質管理につながるのではないかと期待しているところでございます。

また、この表には記載してございませんが、優先評価化学物質指定が取り消される場合もございます。そのような場合については、上のボックスの一番下にご覧いただけますが、私どもはその後、何もやっていないというわけではございませんで、PRTRを使いながら状況をウオッチして、必要な場合には、事業者のリスク管理に関する状況把握、情報発信などを行っていることを御説明させていただきます。

では、次のスライドに参ります。

(2) は、特例制度などを念頭に置きました、その製造・輸入者に対する事後監視でございます。

次のスライドをお願いいたします。

先般の御説明の中でも、特例制度の事後監視ということを御説明させていただきましたが、制度の信頼性確保のためには適切な事後監視が必要でございますし、特に特例制度は、特別な制度であるがゆえに、その十全性が通常よりも強く求められる。違反者が得ることがないようにしなければいけないということで、私どもも注目しながら事後監視を行っております。

左の表は、数字の修正後のものでございまして、過去数年の立入検査の実施件数でございます。実際に立ち入った事業者の数を書いてございます。

この数年を見ていただくと、コロナ禍においては数字が減りましたが、年間20件から30

件程度、過去5年間ぐらい、数年で100件ぐらいあるということでございます。

これは事業者の数でございまして、1回の立入検査で、同一の事業者が申請した複数年度の複数の事案を我々検査いたしますので、様々な特例制度の件数に対して、何件検査をしたかという割合を出すのはなかなか困難でございますが、この立入検査の数を一定程度やることによって、事後監視の役割を果たしていると思っております。

ただ、残念ながら、この立入検査において、申出内容の妥当性を確認しておりますが、それを契機として、数量超過、申出の漏れなどの事例が発覚する場合もございます。

右側にありますような周知を行いまして、違反事例を公表して、法令遵守の周知徹底を図っているところでございます。

○内野室長 それでは、続いての論点としまして、1. の「現行制度の効率化・高度化に関する事項」の最後の項目としまして、「ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応」ということで、2つ論点をお示しさせていただきます。

1つ目が、「リサイクル原料や不純物の取扱いについて」でございます。

9ページ目でございます。

リサイクル原料や不純物、いわゆる循環経済における取組は様々あるかと思いますが、このスライドでは、一つの分かりやすい事例としまして、廃プラスチック類のリサイクルを念頭に置きながら御説明させていただきます。

廃プラスチック類のリサイクルの広がりが見込まれる中、そのリサイクル過程において作られるものが化審法の対象となる場合には、どのような成分が含まれるかということが重要になってくるわけでございます。

ただ、その成分については、主成分自体は一定の純度になる一方で、様々な廃プラスチック類が原料となることによりまして、均一性というところで申し上げれば、通常のバージン材から成る化学物質とは異なりまして、廃プラスチック類のリサイクル過程で生じる化学物質の微量成分自体は一律にはならないことが想定されるところでございます。

なぜこのような微量成分を意識しているかというところにつきましては、下の青いカテゴリのところでございますが、化審法の現在の運用について、少し御説明をさせていただきます。

化審法においては、意図して製造する成分につきましては、微量成分であっても、特定が必要ということになってございます。

その成分に第一種特定化学物質が含まれる場合は、この議論の対象にならないわけです。

が、非意図的に製造された第一種特定化学物質以外の成分につきましては、1%以上となる場合には同定する必要があるとございます。また、その属する区分に応じて対応が必要になるということもございます。

一方で、非意図的に製造される成分が1%未満の場合には、同定の必要はないということになってございます。

先ほど申し上げた第一種特定化学物質につきましては、含有率によらず、原則として規制対象になります。

箱書きのところの2ポツ目に戻っていただきまして、こういった化審法の現在の運用を踏まえ、リサイクル、特に廃プラスチック類のリサイクルが進むということを念頭に置いたときに、廃プラスチック類のリサイクルを推進していく上で、各国の化学物質管理においても、この微量成分は一律にはなり得ないといったことは同様の状況にあると考えておりますので、各国における微量成分の取扱いを踏まえまして、化審法の法目的である人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を前提として、どのように取り扱うかというところについて、検討が必要ではないかと考えているところでございます。

次の論点につきましては、10ページ目以降でございますが、化学物質の情報伝達というところを挙げさせていただいております。2つの取組を紹介させていただければと思っております。

○鶴補佐 「情報伝達の仕組み」ということで、次世代製品含有化学物質情報・資源循環プラットフォーム、いわゆるCMP構想と呼ばれるものについて御紹介させていただきます。

今年の3月に開催されました化学物質審議会、化学物質政策小委員会の合同会議においても紹介があったものになりますが、先月、10月時点で約60の企業や団体が参加するCMPタスクフォースで検討を進めている構想になります。人の健康や環境のリスクの低減に向けて、グローバルに規制強化が進行していることは御案内のとおりですが、CMP構想では、サプライチェーンにおける正確かつ迅速な製品含有化学物質の把握に加えて、資源循環に向けた部品リユース・リサイクル材情報の要求に対応するために、伝達可能な製品環境に関する情報伝達基盤を、業界の垣根を越えて構築することが目的でございます。

左下の図に現状の情報伝達の姿を記載しておりますが、現状では、川下の完成品メーカー側から川中の部品メーカー側に対して、こういう化学物質に関する含有情報を開示して

くださいという願いをし、さらに部品メーカーがその部分を構成する個々の材料メーカーに同様に、その情報開示の願いをして、さらに材料メーカーが同様に、上流の化学品メーカーに問合せをすることで含有情報を把握し、今度は逆の流れで回答を伝達するという、ある意味、バケツリレーといった形で情報の提供をお願いするという運用が現状なされております。

ただし、こうした現状ですと、規制が強化されたり、頻繁に改正されたりすると、その都度、一回一回、サプライチェーン全体を遡って、情報収集をしていくという形になってしまい、これは非常に時間もかかりますし、さらに、サプライチェーンがグローバルに広がって、業界を超えて重なっているという現状で考えますと、サプライチェーン全体で非常に多くの時間と業務負荷をかけた調査・情報収集という形になってしまいます。

このような状況の中で、目指すべき姿として、これまで産業界で議論されてきたものは、右下の図にも記載のとおりですが、川上企業から川下企業をブロックチェーンでシームレスにつないで、例えば、法律の改正があつて、新しい化学物質が規制の対象になった場合には、ブロックチェーン上で瞬時に、上流メーカーから川下メーカーまで、その情報が流れていくといった仕組みを実現するのが目指す姿ということになります。

また、循環型社会ということ考えた場合に、資源循環に関する情報もこのCMPの中に乗せていくことが、現在、まさに議論されているということでございます。

さらに、こういったサプライチェーンの情報に関して、グローバル連携が当然必須ということになってきますので、現在策定が進んでいる国際規格を意識しながら、この取組が検討されていると聞いております。

続いて、11ページは、参考情報になりますが、「CMPが目指す情報伝達の姿とスケジュール」ということでございます。

まず、真ん中の部分に記載しておりますが、CMPが目指す姿としては、年々厳しくなってくる化学物質規制に迅速に対応し、情報の精度や業務効率の向上を図っていくのと同時に、秘匿物質の確実な情報管理も実現していく。

さらに、資源循環に関する情報の伝達も実現していく。

3つ目として、国際規格にも対応し、グローバル連携を可能としていくということになりまして、電機電子、自動車業界から連携を開始して、順次、産業を拡大し、業界横断型のプラットフォームを目指していくと聞いております。

CMPは昨年からシステム要件定義が開始されたところでございますが、現在は基本設計

の段階ということですので、今後、2026年頃に大規模実証を経て運用を開始していくことを目指しております。

CMPについての御紹介は以上となります。

○長谷川室長 次のスライドをお願いいたします。

ここまでは、主に動脈産業での情報伝達の取組について御紹介させていただきましたが、化学物質をライフサイクルで管理するためには、製品が廃棄物となり、その後、リサイクルされるという静脈産業における情報伝達ということも必要になってきます。

既に行われている取組といたしまして、左下にあります図の廃棄物の電子マニフェストという制度がございます。こちらは廃棄物の適正管理を目的としたものでございますが、廃棄物の排出事業者が持つ情報を収集運搬事業者や処分事業者に伝達し、確認し、情報共有をするというものでございます。廃棄物の中に有害物質が含まれている場合についても、その情報を記載するという仕組みになっております。

今申し上げたのは静脈産業での取組でございますが、今後は、先ほど御紹介があった動脈部分と静脈部分をつなぎ合わせて、循環の輪をつくり上げていくといった取組が重要になってきております。

実際、今、このような取組も進められておりまして、先ほど御紹介されたのもその一つになりますし、また、この資料のリード文のところに戻りますが、現在、内閣府設置の総合科学技術・イノベーション会議というところで、「サーキュラーエコノミーシステムの構築」という研究開発を進めております。この中では、循環市場における情報を可視化するためのプラスチック情報流通プラットフォームの検討も進められておりまして、このようなものを通じまして、ライフサイクルでの化学物質管理に貢献していきたいと思っております。

次のスライドをお願いいたします。

ここまでの「現行制度の効率化・高度化に関する事項」でございましたが、ここからは、必ずしも化審法の下ではないものの、化審法に深く関わるような化学物質管理全体に関するものとしての検討事項を幾つか御説明させていただきます。

次のスライドをお願いいたします。

まず、1点目はPFAS関係でございます。

こちらの図は、昨年8月に環境省において「PFASに対する総合戦略検討専門家会議」を開催し、そこで決定した今後の対応の方向性に関するものでございます。

この中には幅広い対策を書いてございまして、健康影響、また、環境汚染対策なども含まれておりますが、特に化学物質管理関係といたしましては2点ございます。

1点目が規制対象となっている物質でございまして、現在、POPs条約に定められている物質を化審法において規制しております。この絵の段階では2物質、左側の赤色のPFOS、PFOAでございますが、それが拡充いたしまして、今、3物質が規制されてございます。

また、この絵の中にも書かれてございますが、先ほど申し上げた物質はもう既に製造・輸入が禁止されてございますが、現在でも、これらの物質が入っているものが製品として市中に残ってございます。具体的に言えば、泡消火薬剤でございまして、これに関する取組について、次のスライドで御紹介させていただきます。

PFOSなどを含有している製品として残っているものはほとんど泡消火薬剤でございまして、こちらにつきましては、市中にどれぐらい残っているかという在庫量の調査を4年に一度、POPs条約の国内実施計画策定のタイミングに合わせて行っております。

こちらのデータは、先週の金曜日に公表した最新のデータとなっております。

傾向だけ申し上げますと、令和2年度と令和6年度を比べていただくと、全体といたしましては、消火剤の量は45%減ということで、代替と処分が順調に進んでいることが分かりますが、一つ一つの使用者、左側の欄を御覧いただくと、主に上の3つ、消防機関、空港、自衛隊関連施設など、いわゆる公的機関に関しては進んでおりますが、民間部門、石油コンビナートやその他の駐車場などについては、横ばい、微増となっております。

PFOS含有の消火薬剤が新たに設置されることはございませんので、数字が増加した分については、調査精度の向上が理由と考えておりますが、いずれにいたしましても、代替・処分の促進、また、この調査の精度の向上が課題だと我々は思っております。

次のページをお願いします。

2点目が「国際条約への対応」でございます。2つの条約、また、国際的な取組について御紹介させていただきます。

まず、1点目がストックホルム条約、いわゆるPOPs条約と呼ばれるものでございまして、こちらの条約で廃絶・制限などの対象のものにつきましては、化審法に基づく審査を行って、第一種特定化学物質に指定してございます。

この表の中の青色部分が既に掲載済み、既に規制済みというものでございまして、ほとんど全てのものが規制済みでございますが、一部、現在作業中のものもございます。

白色部分、「POPRCにて検討中のもの」というものが今後規制対象になると見込まれてい

るものでございまして、こちらについては、実際にそのように決まりましたら、化審法において、その取扱いを検討していくことを考えております。

また、下の「プラスチック汚染に関する法的拘束力のある国際文書の策定に向けた検討」、いわゆるプラスチック条約に関してでございますが、今年末までの作業完了に向けて、現在、政府間交渉を行っているところでございます。

その中の論点の一つとして、1つ目のボツの2行目あたりでございますが、化学物質関係も含まれており、具体的に申し上げれば、懸念のある化学物質・ポリマーの取扱い、また、問題があり回避可能なプラスチック製品の取扱いといったことも、この検討の中では議論されております。

今月末、第5回の政府間会合が韓国で開催されることになっておりまして、国際交渉でございますので、現時点で、予断をもってどうなるかとお答えすることはなかなか難しいのですが、この結果につきましては、またこちらの委員会にて御説明し、御審議いただければと思っております。

次のページをお願いいたします。

次が、(2)として持続可能な化学物質管理に関する事項でございます。

次のページをお願いします。

まず、1つ目が「化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブ」というテーマでございます。

持続可能な社会の実現に向けて、近年、気候変動、また、生物多様性の分野では、ESGと呼ばれるようなサステナビリティ情報の情報開示を通じて企業価値を向上させ、それによって投資を呼び込もうという動きが非常に活発になっております。特に欧州ではこの分野が盛んでございまして、我が国におきましても、近年、この分野への関心が急拡大しております。そして、この分野は、気候変動、生物多様性のみならず、化学物質の分野にも広がりつつございます。

このような海外での取組について、幾つか御紹介させていただきます。

一つ一つ話すと長くなってしまいますので、主なところだけ御説明すると、例えば真ん中のESRS、欧州の取組でございますが、これは欧州のサステナビリティ報告基準という仕組みでございまして、一定規模以上の会社が公表すべき財務情報をこちらの中で定めております。その中には、汚染物質や懸念物質の取扱量という規制管理に関するような内容もございまして、同時に、SSbD、安全で持続可能な設計に対する研究開発投資といった、持

続可能な化学を推進するような取組についての情報も公表情報として含まれております。

また、後ほど御説明しますが、一番下、「国際枠組」ということで、化学物質管理のGFCという国際的な枠組みがございますが、こちらの中でも、より安全な代替と革新的で持続可能な生産活動というものが戦略目標の中に含まれておりまして、この指標も今後策定されることが見込まれております。

このようなデータ、財務情報が開示されて、それが評価されて、それを通じて、化学物質管理を積極的に行っている企業に対して資金が流れていくといった仕組みを進めていくべきではないかと思っているところでございます。

○内野室長 続いて、19ページ目でございます。「化学物質管理に関する人材育成」という論点でございます。

ただいま御説明申し上げましたように、国際的な場も含め、化学物質に関する議論がますます出てきていると認識してございます。その中で、化学物質管理の在り方の検討や、それを踏まえた新たな施策の立案につきましては、今後ますます重要になってくると認識してございまして、その検討を支えていただく専門家の先生方の発掘・育成も必要不可欠と考えているところでございます。

下でございますのは、これまでの取組について、少し御紹介させていただいているものでございます。

左側は「化学物質管理分野における専門人材の育成」ということで、経済産業省で、化学物質管理のさらなる高度化のために、専門知識、政策の知見を持つ人材の発掘・育成を目的としまして、大学や公的研究機関の若手研究者の調査研究を支援させていただく事業をいたしてございます。

令和3年度から延べ17件を採択させていただいております、その結果につきましても各分野の学会や論文等で発表していただいております。

実施テーマ例を2つ御紹介させていただいておりますが、例えば、こういった、我々が支援させていただいた研究成果が学会の賞を受けるような場合もございますし、こういった取組も引き続き進めていきたいと考えているところでございます。

右側は、今年の夏に行われました環境化学物質合同大会の自由集会という場で、化審法の取組を紹介させていただいたり、化審法における化学物質の評価は具体的にどういうことをするのかといったことを、我々だけではなくて、NITEや化学物質審議会の委員の先生方にも御協力いただきながら、分かりやすく御紹介することもいたしました。

こういった活動も含めまして、引き続き、化学物質管理の分野で貢献いただける人材を育成していくことが重要だと考えてございます。

続いて、20ページ目でございますが、こちらは、この論点においても、情報伝達というものは重要な論点だということで、改めて掲げさせていただいてございます。

ただ、内容につきましては、先ほど詳しく御説明申し上げましたので、このパートでは割愛させていただきまして、このまま23ページ目に進ませていただきます。

○長谷川室長　最後に、「パートナーシップや能力開発」という点で2点、事項を御説明させていただきます。

次のページをお願いいたします。

1つ目が「国際的な枠組等への貢献」でございます。

先ほど御説明したストックホルム条約、プラ条約は、比較的個別の化学物質を念頭に置いた仕組みでございますが、化学物質の管理全体をどうするかといった取組も進められております。

2つ御紹介させていただきます。

1つ目が、左側のGFC（化学物質に関するグローバル枠組み）というものでございます。2020年以降の化学物質・廃棄物の適正管理に関する国際枠組みでございまして、昨年9月に採択されました。これは、多様な主体による化学物質のライフサイクル全体を通じたりスクの低減を目指すというものでして、5つの戦略的目的と、それを実現するための個別指標を設定することとしております。

実は本日の資料も、この戦略的目的の中身に沿った構成にしております。また、本日、御紹介しておりませんが、本年5月に策定いたしました環境基本計画の化学物質の部分に関しまして、このGFCの戦略的目的に沿った内容にございまして、私どもの政策もGFCを念頭に置いて進めていきたいと思っております。

右側、SPP（化学物質・廃棄物の適正管理及び汚染防止に関する科学・政策パネル）でございます。こちらは、化学物質・廃棄物分野における気候変動分野におけるIPCCや生物多様性分野におけるIPBESといったものでございまして、独立した科学・政策パネルで様々な科学的知見を提供するといった仕組みでございます。現在、国際的な議論が進められておりまして、来年早々にも立ち上げに合意できるかなといった動きでございます。

このような科学的知見集積に関する活動に関しても、我が国として積極的に貢献してまいりたいと思っております。

最後のページをお願いいたします。

最後は「ステークホルダーとの対話」でございます。当然ですが、ステークホルダーとの対話を進めることが、よりよい政策・化学物質管理につながると考えておりますので、幾つか活動を紹介させていただきます。

まず1つ目が、左下に写真がございますが、いわゆる政策対話と言われているものでございまして、市民、労働者、事業者、行政、学識経験者などの方々の意見交換の場として、環境省が中心となりまして20年近く開いているものでございます。今年も間もなく開催予定でございまして、様々なテーマを設定して、各界からの方と意見交換をし、それを政策に反映させるような取組を続けております。

また、右側のボックスでございますが、化学物質管理に関してのセミナーやネットワークの立ち上げなどを経済産業省や環境省などが行っており、ステークホルダーへの情報発信も行っております。

また、パブリックコメントも行っておりまして、化審法の制度改正などにおきましては、原則としてパブコメを行って、幅広い主体からの意見聴取を行い、政策に反映させるようなことを行っておりまして、いずれにつきましても引き続き進めてまいりたいと考えているところでございます。

資料1-1に関しては以上でございます。

○東海座長 ありがとうございました。

続きまして、化審法を日頃から遵守されているお立場からの御意見を伺うべく、一般社団法人日本化学工業協会から、須方常務より説明をお願いいたします。

○須方常務 まず、本日、このような場で、普段、私どもが化審法を含めた化学品規制に対し持っております課題意識とそれに基づく提案について、御紹介させていただく機会を頂きまして、どうもありがとうございます。

折角、そういう機会を頂きながら、オンラインでの出席ということで、現地に行けなかったことについては、この場をお借りして、お詫びさせていただければと思います。

それでは、発表中、トラブルを避けるために、ビデオは停止して進めさせていただきます。

それでは、日化協から、「国際動向に照らした化審法における課題意識と提案」ということで、この後、御紹介させていただきます。

次、お願いいたします。

化審法ですが、振り返ってみますと、1973年、化学物質審査規制法ということで制定されて以来、ほぼ半世紀が過ぎております。その間、その時代の最新技術、社会的要求に適切に応えて現在に至っているものと考えております。

一方で、最近は、法の制定以来、採用してまいりました実験動物等、いわゆる脊椎動物を用いたような化学物質の安全性評価手法に対しまして、コンピューターやヒト由来の培養細胞を用いたNew Approach Methodologies、NAMsと呼ばれる新たな安全性評価技術について、種々の技術的優位性ととも、動物愛護の精神にもつながることから、各国で精力的に開発、あるいは社会実装を進めているという状況でございます。

また、こちら先ほどございましたが、第六次環境基本計画、あるいは、ちょうど今月、11月25日から第5回目を迎えることとなりますが、プラスチック汚染に関する政府間交渉委員会（INC）など、国内外の様々な場面で循環経済形成の推進が求められているところでございます。

加えて、さらに振り返ってみますと、昨年、秋の第5回国際化学物質管理会議、いわゆるICCM5ではGlobal Framework on Chemicals（GFC）が採択されるなど、国際的にもこれまでも増して大きな動きが同時並行的に、かつ相互に関わりながら進んでいるものと、私どもとしては認識しております。

本日は、そのような、いわば化学品規制の変遷期と呼べるような大きなうねりの中で、私どもが持っております課題意識、また、それに基づく幾つかの提案をさせていただければと思います。

次、お願いいたします。

このスライドでは、大きく3つの提案について骨子をまとめております。もちろん、この後のスライドで、個別にもう少し掘り下げて御説明を差し上げますが、まずは、このスライドで、それぞれ概要を御紹介したいと思います。

1つ目が、NAMsの規制利用に向けた法の整備と作業計画の立案に関する提案となります。

NAMsについては、欧米では既に、技術開発だけではなく、具体的に化学品規制の中にどのように使っていくべきか、いわゆる実用化に向けた議論、あるいは、これを盛り込んだ開発ロードマップの作成が進められております。

NAMsの中には、被験物質のデータを直接取得しないで予測するような手法、あるいは、日進月歩で技術開発が進む培養細胞を用いた手法が含まれております。試験方法が何年も変化しなかったこともありましたが現在の手法とは様々な点で異なっているというのが現状

でございます。

こうした状況を踏まえて、包括的な観点から、NAMsの規制での活用を想定した場合の潜在的な課題を洗い出し、必要とあらば前広に法の改正を行うなど、検討を進めていったほうがいいのではないかという提案となります。

2つ目が、化学品のリサイクル推進にもつながる化学品規制であるための検討の提案となります。

こちら先ほどございましたが、原料を用いた化学品の製造や輸入、化学品を用いた製品への成形加工、そして販売・消費・廃棄といった一方通行のこれまでのサプライチェーンから、今後、循環型のサプライチェーンが主流となることが想定される中、現在の化審法は安全性を十分に保障しているものかどうか、また、その一方で、これまでのサプライチェーンを前提とした考え方が循環型のサプライチェーンに順応するに当たって、過度な規制となっていないのかどうか、包括的な検討を行い、必要とあれば、制度の改正を含めたベスト・ソリューションの検討をしてはどうかというのが提案となります。

3つ目、より安全で、持続可能な化学製品開発の推進がGFCで求められる中、特にイノベーションの助長につながるアプローチとして、名称公示制度の見直しを検討してみてもどうかという提案になります。

それでは、4ページ目以降、具体的な内容について、深掘りして御説明させていただきたいと思います。

まず、NAMsに関してとなります。

このスライドの下段には、NAMsの有用性、また、留意点について、代表的なものをまとめてみました。

例えば有用性については、動物を用いないという点のほか、特に、ヒトの細胞を用いることによる種の違いによる不確からしさの解消、あるいは評価期間の短縮化が挙げられます。

その一方で、予測手法は、データベースの充実により、また、培養細胞を用いた手法では、例えば、数十年前であれば、iPS細胞の発見は想像すらできなかったかと思いますが、そのようなことに代表されるように、培養技術の進歩により、その時代の最も信頼できる手法であっても、数年後には結果が変わるほどの可能性のある技術的かつ革新的な発見も理論的には十分あり得ると考えております。

また、多様な手法から成るNAMsでは、試験方法により得られた結果の重みづけを考慮し

た評価ということで、こちらも先ほど言及いただきましたが、ウェイト・オブ・エビデンスは、分解性・蓄積性のみならず、特にヒト健康、あるいは環境生物の評価をする上では、より一層重要になってくるものと考えております。

次、お願いいたします。

以上のようなことを考えますと、たとえ利用可能なNAMsがあったとしても、必ずしもすぐに化審法で活用できるとは言えず、活用するに当たっては、運用面のルールを整備しておく必要があるのではないかと考えております。

そこで、このスライドに1から3まで、3つの提案という形で記載いたしております。1つ目が、運用環境整備に向けた、具体的な作業計画の立案となります。

2つ目が、作業計画の実施を行う上で、化審法所管省庁横断的な専門家会議の設置。

3つ目が、専門家会議への、産業界も含めた各方面のステークホルダーの参加を通じた、透明性を持った着実な計画の実行を提案したいと思います。

次、お願いいたします。

次に、「化学品のリサイクル推進にも繋がる化学品規制であるための検討」についてとなります。

御承知のとおり、近年、ICCM5で、GFCとともに採択されましたボン宣言では、日本を含む参加各国によりまして、循環経済を推進することが明言され、さらに、GFCにおいても、序文、あるいは戦略目標において、循環経済を含めた、より安全で持続可能なアプローチによる生産を推進していくことが求められております。

また、今月末に第5回を迎えますINCにおいても、プラスチックのリサイクルを進めていくことの重要性は、既に参加各国政府代表団から言及されているところと認識しております。

このような状況下で、先に申し上げましたとおり、現在の化審法が、ケミカルリサイクル等のリサイクルを想定した、循環経済においても安全性を再優先としつつ、一方で、資源循環を進めるハードルとなる過度な仕組みとなっていないのかどうか、最適解たる化学品規制であるのかどうか、包括的に検討を行うことを改めて提案いたします。

次、お願いいたします。

そのような観点から、いわば化審法の健康診断の対象となり得るものを幾つか挙げてみました。それがオレンジ色でまとめた表に掲げております4点となります。

順を追って簡単に御説明を差し上げますと、1つ目が、不純物閾値について、TSCAやREA

CHと比較し、化審法ではより低い閾値が設定されております。もちろん安全性の担保が最優先であることは言うまでもございませんが、一方で、こうした閾値の違いにより、日本では欧米以上に徹底した精製が求められ、その結果、リサイクル原料における欧米との価格差の潜在的な要因となる側面があるのも事実でございます。

2つ目、ケミカルリサイクルでは、例えば、リサイクルに投入される原料が均一でない場合には、一次原料と同等の純度にまで精製する過程において、残渣と呼ばれる副生物等が発生する場合がございます。さらに、均一性がないがゆえに、この残渣には、ごく微量ながら、多くの種類の化学物質が混在していることが多く、こうした残渣を有価物として利用する場合、1%以上の全ての成分を同定することが求められております現在の化審法においては極めて困難な状況でございます。事実上、燃焼もしくは廃掃法に従った産業廃棄物としての廃棄処理をするしかないという状況でございます。

3つ目、こちらも微量成分の閾値が原因となる例でございますが、均一原料が出発点となる製造とは異なりまして、特に、均一ではない廃棄物がケミカルリサイクルの投入原料となるような場合には、最終製品を得るまでの製造工程において、一部の工程を、例えば他社に業務委託するなどの効果的、あるいは効率的な対応が事実上、極めて困難であることが想定されます。

このスライドに書いてございますが、例えば、分解までをA社が実施する。A社が分解過程を通じて得られた製造物について、B社にその後の精製過程を業務委託するといった場合においては、A社は、自らが分解を通じて製造した化学製品について、申し上げましたように、1%以上の成分を全て同定する必要があるがございますが、こちらも、申し上げましたような理由から、実際上は極めて困難であり、B社への業務委託は、このような状況においては困難であることが想定されます。

4つ目、環境排出係数の精緻化に関わるものとなります。

化学物質のライフサイクルが循環型に移行するに伴いまして、廃棄処理における環境排出係数の再検討が必要であろうと考えております。

加えて、前回の化審法改正時に採用されました少量新規等の申出制度に用いております環境排出係数につきましても、例えば、EU REACHで使用されております環境排出係数を参考にしたものがあり、日本の実態に必ずしも合致していないものがあると聞いております。このあたりは、日本の実態に合致した環境排出係数にしっかりと精緻化していくという検討も必要であろうと考えております。

8ページ目をお願いいたします。

次に、より安全で持続可能な化学製品開発の推進に向けた名称公示制度の見直しの提案となります。

スライドの右上にGFCの文書のコピーを貼り付けておりますが、GFCでは、事業者、政府、そのほかの化学品のバリューチェーンに関わります全ての関係者がそれぞれの立場から、より安全で持続可能な化学製品の開発を推進することが求められております。具体的には、持続可能な化学品の開発推進と資源効率性の向上に向け、イノベーション、すなわち革新的な技術や発想によって新たな価値を生み出すことが求められております。

一方で、化審法では、こうして得られた新たな化学品につきましても、現状では5年で名称を開示する必要がございます。もちろん、市場におけます製品のライフタイムは様々で、5年が短いのか、あるいは十分であるのか、一概に申し上げることはできませんが、一方で、例えば、米国TSCA、EU REACHで定められております新規化学物質の名称保護期間は10年ごとの更新など、長期間許されているのに対して、現状はこれらと大きく異なっているというのも事実でございます。このあたりは、事業者、特に人や環境に対し、リスクの低い化学品の開発を後押しするインセンティブにつながるような制度の検討ができないのかどうか、例えば、リスクの低い新規化学物質の名称公示期間、あるいは、名称の公示方法に対して、柔軟な考え方を導入するような検討を進めてはどうかというのがこの提案となります。

次、お願いいたします。

最後のスライドになります。こちらは、これまでの3つの提案に関し、海外各国の対応という視点を踏まえ、日本としての最適解の検討を進めていってはどうかということでございます。

振り返ってみますと、様々な取組を通じ、欧米を含め、世界各国で化学品規制の整備を進めております。

一方で、冒頭申し上げましたとおり、NAMsや循環経済、GFCの採択に当たって、新たな変化に世界各国が対応しなくてははいけない。これは決して日本だけではなく、世界各国の課題でもございます。

こうした中、化審法が今後も引き続きベストプラクティスを提供できる法であるために、国内の状況とともに、こうした他国の規制、あるいは他国の検討状況といった視点も含めて、総合的な見地から検討を進めてはどうかという提案となります。

スライドには、今回の3つの提案と関わります海外規制との違いについて、参考までに記載しております。もちろん、言うまでもなく、海外規制がよいのではなく、これに倣って安易に変えていまいしょうといったことを意図したものではございません。NAMsの開発、プラスチックを中心とした循環経済の形成、GFCの採択・実行、こういった国際的な動きにしっかりと適応していくために、総合的な観点からスタディーを行い、具体的な取組を進めるべきではないかという提案となります。

日化協からは以上となります。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、事務局及び一般社団法人日本化学工業協会から御説明いただきました内容について、資料1-1の項目の順番に沿って、御質問や御意見を頂く時間をこれから取りたいと思います。

なお、1. は（１）、（２）、（３）の順に個別に、2. につきましては（１）から（３）までまとめてという形で進めさせていただきます。

それでは、まず、1.（１）に関しまして、御質問や御意見がありましたらお願いします。

亀屋委員、どうぞ。

○亀屋委員 亀屋でございます。ありがとうございます。

まず、資料1-1の4ページですが、新規化学物質に新しい評価手法を導入するということで、運用面でのルール整備が必要だというのは、日化協さんの言うとおりで考えております。

ただ、そういった中で、（３）の④に変化物のことが載っているのですが、変化物というのは、要するに、親物質が分解している途中のものか、最終的にCO₂になったものだと思うのですけれども、この文章を読みますと、変化物については後続試験の対象外とすると読めてしまって、これ以降、変化物は見なくていいといった文章にも読み取れるので、ここは書きぶりが間違っているのではないかなと思われまので、確認していただいて、必要な訂正をお願いしたいと思います。

続きまして、5ページですが、前回はアンケートを取っていただいて、非常に有効なデータが上がってきたというのは私も感じたところでありますし、自主的なリスク管理を行っておられる方がおられるのは非常に心強いことではあるのですが、サンプル調査といえますか、ごく一部だけ取り上げて、管理が進んでいるというのはちょっと言い過ぎかなという部分もあるのではないかなと思います。なので、毎年毎年アンケートというわけに

もいかないですし、中身も変わってくると思うのですが、例えば、法令の定期的な見直しの際に、何らかのフォローアップのようなものを出していただくような制度というか、仕組みというか、そういったことを事業者団体の皆さんとお話しできたらいいのではないかなと思いましたので、発言させていただきます。

今のところの範囲ではここまでです。以上です。

○東海座長 それでは、鈴木委員、お願いします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。幾つかあるのですが、まず、資料1-1の4ページに書かれた「QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用」のところですけども、NAMsという言葉は、定義からすると何でも入るのですが、感覚的には、もちろん、日化協さんのコンセプトは正しいと私は思っていますが、ここでNAMsというので取り上げているものは、昔からある活動が結構混じってしまって、内分泌攪乱のときのハイスループットスクリーニングの流れをくむ活動とか、10年も20年もやっている活動がこの中に入っています。ただし、いずれも新しいもので、確かに規制には使われていないものが入っている。ただし、これは実績があり、蓄積がなかったわけではないというものもありますし、純粹に研究としてNAMsと書かれる研究提案や研究プロジェクトが今幾つも動いていると思いますが、そういうものに関しては、まず、できているかどうか分からないものをたくさん含んでまして、定義をすれば何でも入るのですけれども、新しい活用とおっしゃるならば、全く違う検討が必要なはずでして、研究中のものを使うという話もあり得ると思いますが、違うかもしれないし、研究中の結果から得られた知見であってもウェイト・オブ・エビデンスであるかもしれないけれども、どうやって使うのかの話になりますし、一方で、資料の4ページで挙げていただいたものは、そういうコンセプトからすれば、悪いけれども、これはNewとは呼べないような代物。クラシカルに近いもので、これを使うのは当たり前で、もちろん、それをNAMsと書いていいとも思いますが、全く違う問題です。私は、NAMsと言われるものを生かすこと自体は基本的に賛成ですが、本来の性質は全く違うものが含まれているので、名前だけつけて、十把一からげで議論するというのは多分できないことで、検討していただかないと、使えるものも使い物にならない。

NAMsやウェイト・オブ・エビデンスと言う前から、そういうものが過去の評価の中で実際に使われたことは幾らもあったと私は思います。昔、私がこの世界に入った頃から見た評価書の中でも、今で言えばNAMs的なものを使った、アッセイを使ったものをウェイト・オブ・エビデンス的に使ったという評価はたくさん行われていますので、それ自体は別に

全く新しいものではなくて、名前をつけただけでして、そういう名前をつけてやるのだっ
たら、どんな新しいことをやるのかということをしかり考えていただかないと名前のお
遊びになってしまうと思いますので、中身をしっかりと詰めていただきたいと思います。

もう一つは、一方で、私は、vitroやsilicoなどの技術を使うことには全く賛成ですが、
化審法のリスク評価の中で、現在のハザードや暴露の情報と同じレベルで使えるというこ
とは必ずしもすぐには起こらない。それは簡単な話ではない。技術的にも簡単な話ではな
いし、いろいろな問題を検討する必要があると思っております。

今、スクリーニング評価、リスク評価はかなり時間を要するという指摘があるのですが、
時間を要することが、評価に必要な情報が入手できないという理由であるならば、それは、
リスク評価のアプローチでやれば当たり前だと私は思っています。リスク評価が一番コス
トと情報を要するアプローチですので、最後に何かを証明するときは、確かにこの方法に
よるのですが、情報が必要というのは当たり前でして、これが問題だと言うのであれば、
情報を必要としないアプローチを初めから入れなければ、とてもではないけれども、対応
できないと私は思っております。

その意味で、化審法においても、日本ではやられる方は少ないと思いますが、予防原則、
あるいは予防的アプローチというものをもう少し前面に入れてもいいのではないかと私は
思っております。今のスクリーニング評価、リスク評価で流れるものはこれでいいと思い
ますが、流れないものに関しては、ある種、これと並行して、何か予防的な考え方によっ
て入ってくるアプローチを入れて、その中でNAMsのような情報も使い、管理としては、私
が知る限りでは、環境省の要監視や要調査という項目は、その通りの言葉ではありません
が、それにかかなり近いものを、ある種の管理として使ってきたと思いますので、必ずしも
二特、一特というものではない形の管理、もしかしたらPRTRなども使った監視や自主管理
もあるかなと思うのですけれども、違うアプローチと違う管理の仕方を並行で入れること
によって加速するというほうが、今のリスク評価の形を単にそのまま墨守しただけで、必
要な情報を推定するというよりはよほど合理的だと思いますし、私は、予防原則というと、
ある種、アレルギー反応みたいなものがあることは認識しているのですが、それを合理的
に運用できれば、むしろ評価の効率化につながると思っていますので、積極的に考える必
要があると思っております。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

なるべく多くの委員の方から意見を頂くために、最初にまとめて意見を頂きたいと思います。

それでは、次、オンラインの織委員、お願いします。

○織委員 ありがとうございます。御説明、ありがとうございました。

私も4ページ目のQSAR等に関するところで、簡単なコメントなのですが、QSARの意味の中で、動物実験を減らすことができるというのはすごく重要なポイントだと思うのですね。ここではあまり強調されていないのですが、国際的に動物実験が減っていったって、データや試験方法を活用しながらやっていくという国際的な動向の中で、日本が実験とのバランスをどう取っていくのかということも今後きちっと議論していくという位置づけの中で、QSAR、NAMsの位置づけを少し議論していただければと思います。

以上、簡単にコメントです。ありがとうございます。

○東海座長 ありがとうございます。

続きまして、金原委員、どうぞ。

○金原委員 4ページのウェイト・オブ・エビデンスに関して、今、導入検討がなされているわけでありましたが、ガイドラインの策定が最終段階になってきているという感じがあります。

ただ、そこの中の委員の方々の御意見としては、ガイドラインと定義してしまうと、それが独り歩きする場合があります。そういう意味では、ガイドラインというのはあくまでも参考であって、最終的には専門家判断があると捉えるということが今考えられています。それは、先ほど鈴木先生が言われたように、NAMsの考え方にも通じるのですが、我々もいろいろなデータを頭の中で考えながら、その判断をしたという経緯があるのですけれども、それをガイドラインという形で一定程度まとめるという作業をして、それに関しては、非常に合理的につくられていると私は思っています。あとは、それを使う方々が普及の中でつくり上げていくというのですか、つくり込みをよくしていくというのも含めてやるのではないかと考えています。そういう意味では、そういう検討もなされているということは認識していただければと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

続きまして、オンラインの増沢委員、お願いします。

○増沢専門委員 ありがとうございます。私はスライドの3ページと5ページに関連して

少し申し上げたいと思います。

現在のリスク評価の仕組みは、第二種特定化学物質がその行き先になっており、スコープが少し狭いような気がしています。例えば、優先評価化学物質の取消しの話がありましたが、暴露と毒性の両方でスクリーニングをするということから、有害性がそれなりに疑われる物質であっても、製造量等が少ないということで有害性評価のスキームからも外れてしまうということがありえますが、それでよいのだろうかと思うことがあります。

それから、監視化学物質につきまして、前回、かなりの数量が製造されていたりするものがあることが分かりましたが、そうしたものの有害性の評価を体系的に進めなくてもよいのかといったことも感じております。

このリスク評価は、せっかく一般化学物質という大きなカテゴリを母集団として備えていますので、二特だけではなくて、他の懸念物質に対しても対応できるような仕組みを少し考えてもよいのかなと思っております。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

続きまして、オンラインの戸次委員、お願いいたします。

○戸次専門委員 戸次です。私からは、資料9ページと資料25ページに関連したところでコメントさせていただきます。

資料9ページのところでは、廃プラスチック類のリサイクルについてですが、ここで、リサイクルの材料については、1%未満であれば、比較的安全側にと考えたのかなと思うのですけれども、ほかの法規制の中で、例えば食品衛生法などにおいては、乳幼児のプラスチック製の生活用品については、規制成分は0.1%未満でなければならないといったところもありますので、こういったプラスチックの原材料は、どんなものにも使えるということではなく、用途規制などを設けるようなことも考えていかなければならないところかなと思いました。

それから、資料の25ページのほうですけれども、ステークホルダーと対話をしながら意見を伺っていくことは非常に大事な取組かと感じておりますが、もしこれまでに、一市民や労働者といったステークホルダーからのパブリックコメントなどの中で、何か政策に反映させた事例などがございましたら、教えていただければと思いました。よろしくお願いいたします。

○東海座長 ありがとうございました。1の（3）、2の（3）に関わる御意見だと思い

ますが、ありがとうございました。

続きまして、柿本委員、お願いします。

○柿本委員 柿本でございます。御説明、ありがとうございました。

対応方針については、おおむね漏れなく抽出されていると思います。2点コメントがございます。3ページのリスク評価についてですが、有害性の情報の入手など、より効率化を図っていただき、スピードアップを希望いたします。また、たとえ、確実な有害性の情報が手に入らない場合でも、予防原則の上に立って、ぜひ迅速な判断をしていただきたいと思います。

次に、5ページの「事業者自らによるリスク管理の向上」というところで御説明いただきましたが、自主的に管理ができないと思われる事業者を把握するためにも事業者の取り組みについての、情報をしっかり入手していただき、ていねいにフォローしていただくことを希望いたします。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

続きまして、オンラインの早川委員、お願いします。

○早川専門委員 早川です。御説明いただき、ありがとうございました。

私は4ページ目と5ページ目についてなのですが、まず、4ページ目のNAMsの活用を、計画などを立てて入れていくことを将来的に検討していくというのは非常に大事なことだと思います。先ほど須方委員から御説明がありましたが、これを使うことによって、低コストだったり、短時間で評価ができる可能性があるということだったので、5ページ目の事業者側のリスク管理やリスク評価という取組とつなげて議論していくことが大切なのかなと考えました。

以上です。ありがとうございます。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 ありがとうございます。2点申し上げておきたいと思いますが、1つは、9ページのところで、先ほど既に議論がございまして、それとも関係しますけれども、非意図的に製造される成分の1%を、今後、EUのように、少し上げることを考えるということに関して、プラ条約がどのようになるかということが非常に大きな問題になると思いますので、そこはきっちりチェックしていただく必要があるかなと思います。

その上で、再生のプラがどこで使われるかということによって、添加剤が多いと問題になるケースもあると思いますので、先ほど御意見がございましたが、用途規制とセットにすることは、かなり重要なことになってくるのではないかと思います。担保措置が必要になってくるのではないかとということでございます。この点は、もともと生産された方は化学業界ということになると思うので、その種のリスク管理は企業がやらなくてはいけないのではないかと問題が発生しますので、用途規制をしておいたほうが、企業にとっても安心ができることになるというか、御自身の身を守ることになるのではないかとということとを申し上げておきたいと思います。

それから、4ページのところで、NAMsに関しては、先ほど鈴木委員が言われたことは、私もそうと思いますが、活用していただくことはいいと思いますけれども、技術水準が一定レベルに達しているかどうかという問題があると思いますので、不十分なリスク評価によって、被害が発生してはいけないということはちょっと気になるところでございます。化審法の目的である人の健康被害の防止というところを踏まえた上で、それとの関係を考えていく必要があるのではないかとということも申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○東海座長　　ありがとうございました。

それでは、蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員　　ありがとうございます。現行制度の効率化・高度化に関して、リスク評価の効率化というところなのですが、NAMsの紹介があったり、前回の委員会のときに紹介いただいたいろいろな取組も含め、事業者がより効率的に、利便性が高い形で法律を遵守できるようにしていくというお話が基本的に多かったのではないかなと感じています。

一方で、国がリスク評価を行うという化審法の仕組みから考えますと、行政的な意味で、労力のかかり方、時間のかかり方といった観点からの効率化ということも重要ではないかと考えていまして、そういったお話も聞きたいなと思いました。

あと、化審法は、国が実施するリスク評価という枠組みではあるのですが、今日、ほかの場所でもチラチラ出てきましたように、また、日化協さんの御説明にもありましたように、現状でも、事業者自らが取り組む部分は相当大きいと思っております。化審法の中でも、事業者は単に法律を遵守するという役割ではなくて、もっと積極的なプレイヤーとして位置づけるような形で議論を進めることで、より効率的で実効性のある化学物質管理につながっていくのではないかなと思いました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、宮田委員、お願いします。

○宮田委員 宮田です。よろしくお願いします。

4ページのところで、QSAR、NAMs等々の話なのですが、先日の会議でも予測精度の話が出ておりましたが、完璧な精度を求めるのはなかなか難しく、それを待っているとなかなか新しい手法の導入につながらないのではと懸念しております。

その一つの例として、ここに挙げていただいている(3)の②の餌料投与法の導入ですが、この手法は、不確実性がとても大きい手法だったため、かなり厳しい暫定的な基準値とともに導入され、使用実績が上がってきたことで、新しく基準値を再設定しようといった動きになっているかと思います。このように新しい手法が完全なものになるまで待つのではなく、どういう場面で使っていくかということをよく議論して、導入場面を探っていくといった検討が必要と思っております。

もう一点は、導入した後の評価実績の共有も考えていただければと思っております。類推評価などが化審法に入れられて、いろいろと申請案件も増加しているかと思うのですが、企業側としても、自分たちが出したものがどういう理由で受け入れられて、どういう理由で却下だったかというのが分かるのですけれども、自社以外のものに関しての実例がなかなか見えにくいところがあります。難しいかと思いますが、評価の実例を共有していただくことによって、過去の実績に基づいた判断ができるかと思います。金原先生がおっしゃったように、全てをガイダンスで定義しようというのはなかなか難しいところもありますので、実績面から情報共有をするようなシステムも考えていただければなと思っております。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、白石委員、お願いします。

○白石委員 御説明、ありがとうございました。

特段の意見はないのですが、まず、3ページ目で、近年、評価Ⅱ以降の審議の物質数は4で固定化されているのですけれども、もう少し早い時期だと、これはもっとたくさんあったのではないかという気がするのですね。最近少なくなっているのは、そもそもデータのある物質がなくなってきたことが大きな影響ではないかと推察するのですが、その辺に関して、過去、どのくらい件数があったのかというのが分かればありがたいと思います。

そこの左側の図は、二特指定が評価の目的みたいになっていると思うのですが、私が考えるには、一般化学物質、多くの物質について、国がリスク評価をやっているという現実自体が非常に重要だと思うのです。それが行われていて、そういうことがあるがゆえに、民間も事業者が独自に、自主的にやっているみたいなのところがあると思いますので、二特を強調しないで、リスク評価をやった実績について強調していただけるといいかなと思いました。

4ページ目は、皆さんが言っているのと全く同じで、NAMsとは言い過ぎかなと思いますので、ここは少し変えたほうがいいのかという気はいたします。

5ページ目ですが、事業者自らによるリスク管理の向上はやられておりまして、これは一例でしかないと思います。いろいろなところでやられていて、日化協さん自体もやられていたと思います。こういったものが進んでいるということ、今、蒲生さんがおっしゃいましたが、日塗工は化審法改正以前からリスク評価みたいなものを試みていたと思いますので、そういったところを、国と事業者がプレイヤーとしてやったらいいのではないかなというお話もありますけれども、そのような関係について、課題が少しあるのかなという気がいたします。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

○白石委員 3ページ目なのですが、これは物質数で書いてあって、物質をどうやって決めるのかというお話もあるのですけれども、効率化を進めるというのならば、かつて、OECDのHPVプログラムでやりましたように、カテゴリー的なアプローチみたいなものがあると思うのですが、そういったものも考えたいのかなという気がいたします。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、ここで質問は一旦区切らせていただきまして、事務局からお願いいたします。

○長谷川室長 事務局から、御質問に関してお答えするとともに、御意見について答えられるだけ答えていきたいと思います。やや順不同になるかと思いますが、御了承ください。

まず、3ページ目、①の国が行うリスク評価関係でございますが、蒲生委員がおっしゃられるように、行政は何もしないで、事業者さん、お願いしますというのは我々の本意ではありませんで、もちろん我々がもっと効率化できる部分はあるかと思っております。今

日の資料では、我々がどのように効率化・実効性を上げていくかというところについて、確かに御説明が少なかったと思いますが、この部分について、今、実際、事務を担っている3省で連携して、よりできることをこれから考えていきたいというのがまず第一にございます。

その上で、様々な委員から御指摘がございましたように、今ある仕組みは全て、あたかも二特を目指して流れていて、それが遅れているといったものに聞こえてしまうのかもしれませんが、確かに、今のスクリーニングなどに引っかからないもの、もしくは優先でとどまってしまうものがあり、それは今の仕組みではうまく流れないといった御指摘が幾つかございました。先ほどの白石先生のカテゴリもその一つかと思いますが、では、これをさらにどうしていくかということは大きな御意見だと承知しておりますので、我々のほうでももう少し考えてみたいと思っております。

その中で、鈴木先生がおっしゃられた予防原則・予防アプローチという視点の違いも含めて、その2つをよく念頭に置きながら進めてまいりたいと思っております。

○石津企画官 4ページの「QSAR等の新たな評価手法（NAMs）の活用」のところで、亀屋先生から御意見を頂いた部分についてお答えいたします。

（3）の④の「分解度試験で残留した物質に関する判断」の部分でございますが、誤解を招いたようでございましたら申し訳ございません。こちらの御説明につきましては、分解度試験で残留した変化物の中で、その構造から分解の途中である物質、実環境中で分解されると考えられる変化物に関しての後続試験は対象外とするということでございまして、残ったものに関して、全てを対象外としているというわけではございませんで、御了解いただければと思います。

○長谷川室長 先ほど白石先生から御質問がありましたスライドページ3、①の評価Ⅱ以降の物質、過去の実績例でございますが、すみません。今、手元にはございませんので、また少し集計してみたいと思います。

スライドページ5、③の「事業者自らによるリスク管理の向上」関係に関しても、いろいろ御意見、御質問を頂きました。

亀屋先生がおっしゃられるように、このアンケートを前回やったとき、回収率95%程度で、ほとんどの方が返してくださったということでございますが、これぐらい、きちんと回収率が保てるような方策ということを常に念頭に置いて、やっている方だけが苦勞することがないようにしていきたいと思っております。

あと、御意見を様々頂きましたが、それらは全て、今後の検討に反映させていただきたいと思います。

以上です。

○東海座長　それでは、本日、時間も限られてございますので、あと3項目、論点があるのですが、1. の（2）と（3）、併せて次の質疑に移りたいと思います。1. の（2）、1. の（3）につきまして、御意見等、よろしくお願いいたします。

白石委員、どうぞ。

○白石委員　これは質問なのですが、9ページ目、意図して製造する成分は、微量であっても特定が必要であるということで、これは運用の話ですけれども、非意図的に製造される成分については云々と書いてある。ここの部分なのですが、そもそも意図的に製造するとは何ぞやということなのですけれども、例えばUVCBがございますね。反応生成物みたいなものがあります。そのときには、必ずしも1%という話は出てこないのではなかろうかと思いますが、それは、意図的に作っているけれども、微量成分が特定できないからそうになっているのか、その辺がよく分からない。日化協さんのもそうで、1%のところに随分こだわっておられるのですが、UVCBみたいな考え方も一応あるので、例えば、残渣について、UVCBで扱うとか、少量新規になるとか、リサイクル原料は既存物質だから、特に問題にならないのかなと思いますけれども、その辺について、どう考えたらいいいのか教えていただきたいと思います。

以上です。

○東海座長　ありがとうございました。

それでは、金原委員。

○金原委員　まず、9ページのリサイクル原料に関してなのですが、簡単に言うと、デクロンプラスとUV-328は、COP11で、附属書Aということで決まりましたけれども、その発効は2025年になるかと思います。ということは、現状使われていて、廃棄物になっているところでありまして、これは廃棄物内に混入していくと考えられます。

それと、簡単に言うと、PBDEは既に混入したことが判明しています。

もう一つ、MCCPとLC-PFCAに関しては、恐らく来年のCOPで附属書Aに登録されるのではないかと思います。そうしますと、2026年か7年に発効することになりまして、現状使われております。

先ほどのDP、UV-328、MCCP、LC-PFCAも車材料に物すごく使われておりますので、それ

が廃棄物のストリームで流れていくと考えられます。だから、ここでは、その混入を防ぐということは書いていないですが、そういうところは考慮するところであろうと思います。

それと、今回のMCCPの混入に関しては、製品なのですが、今回、3%を提案するので、多分そうなると思うのです。簡単に言うと、LCCP中のMCCPなのですが、それは、中国が3%を下回るの難しいということで、そのように決まっております。それは原料なので、3%がそのまま流れてくるわけではないですが、そういうものが混入してくることが今後考えられます。ただ、これの3%に関しては、5年後に見直しがあって、そこでは1%になるかもしれませんが、そういう物質が既に存在しているというのが国際的なところであります。

もう一つ、10ページのラベリングというか、情報伝達の仕組みですが、今回のCOP11で、そういう流れが第三国にうまく伝わらないというところがあって、どうしたらいいのだということで、情報を集めてくれというのがあって、9月にあったPOPRCでまとめております。

その中での問題点は何かということ、簡単に言うと、このようなラベリングの方法が各国で異なっていて、統一したものがないから、第三国に流れたときに、その情報は伝わらない。アフリカやアジアから、そこが問題点として上がっています。もちろん、日本の中で、こういう立派な情報伝達システムができると思います。これは可能だと思いますが、それが世界に流れたときにどうなるのかということで、世界的なアウトプットも含めてやっていかないといけない。来年のCOPでこの話が出ますので、何らかの提案が出るか、もしくは継続になるか分かりませんが、そういう流れで見ていただきたいと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、オンラインの小野委員、お願いします。

○小野委員 小野です。御説明、ありがとうございます。

スライドの9枚目の不純物の閾値の1%ルールなのですが、この1%という数字は合理的な閾値なのか、必要十分なのかという検討をなされるかなと思います。当時決まったとき、なぜ1%だったのかというところは、私の推察ですが、根拠があまり明確ではないのかなと思ひまして、この数字をどうすべきかという判断をするときに、例えば、この閾値を10%にしたとき、ある程度の非意図的な製造成分の見逃しが起こるわけですが、それは一体どんな影響をもたらすのかといった規制影響分析、もしくは、1%に比べてコス

トが安くなるといったことがあるのであれば、費用対効果分析などの検討で、欧州と同じ10%にするのか等の検討をするという方向があり得るのかなと思います。これは9枚目についてのコメントです。

10枚目についてのコメントですが、CMPやDPPが目指す効果として、資源循環など、いわゆる静脈産業を巻き込んだスタイルになるという構想があると聞いています。私はDPP構築の内閣府のSIPプロジェクトにちょっとだけ関わっているのですが、資源循環に関わる業者、静脈産業側の業者の方の意見を吸い上げる体制構築はなかなか難しいと聞いています。そのようにボトルネックになっている理由として、静脈産業の方々がこういったデータ伝達のスキーム構築に協力するインセンティブはあまりないと思われるのです。ですので、環境省さんのほうになるのかもしれないのですが、こういったインセンティブを付与するかについても検討いただくというか、そういう協力がないと、川下よりさらに下の静脈側の情報もいろいろ盛り込んだ形でのプラットフォームはできづらいのかなと思っておりますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、鈴木委員、お願いします。気持ち、手短でお願いします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。今の9枚目とその次ですか、リサイクル原料や不純物の扱いということについては、最後は、1%かどうかという話はあると思いますが、それよりは情報伝達かなと私は思っております。

CMPという御提案は非常に期待するところではありますが、国際的につないでいただきたい。日本で化学製品は、輸入も輸出も全く閉じていないので、何十%でも意味がないものもたくさんあると思いますので、ぜひ国際的につないでいただきたいと思っております。それが、リサイクル原料を扱うときの基本的なツールになるかなと私は思っております。

最後に、静脈産業等の検討で、SIPとCMPをぜひつないでいただきたい。あまりに巨大なデータシステムはなかなか難しいと思いますが、ここがつながらないと意味がないと思いますので、ここをつなぐ試みを、両省なのか分かりませんが、ぜひやっていただければと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、織委員、お願いします。

○織委員 ありがとうございます。9ページの1. ①の「リサイクル原料や不純物の取り扱い」と後半の議論にも関わってくるところなのですが、今、化学物質とライフサイクル全体を考えて、廃棄物循環型が一体となって考えていかなくてはいけない議論になってきているのですけれども、化審法がそもそもリサイクル原料や不純物を想定していない中で、添加物をどうやって扱っていくのかという問題が出ているかと思うのです。なので、化審法が想定していない中で、リサイクル材料を使って製品を作っていくことの品質の安全性をどこまで、どの法律で担保するのかという議論が行われるべきだと思っています。なので、化審法の中で、解釈を変えて、ここで全部カバーをしていこうという発想から、化審法の枠外から出ているものについては、例えば、事業者の自主管理に基づいて、品質確保、安全性について行うといった新たな方策を考えていかなければならないのではないかと考えております。その過程において、GFCやプラスチック条約の対応はおのずから見えてくるのではないかと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 9枚目のところに関しては、先ほどの小野さんの話と割と同じなので省略して、私も、この1%というのは、場合によっては、ほかの数字に何らかのエビデンス、後づけでもいいから根拠をつけて、説明できるようにすべきだと思っていて、場合によってはケースで分類して、こういう場合は1%、こういう場合は10%みたいなことになるかもしれないのですが、そういう方向で考えたらいいなと思っています。

それから、今のお話にも関係するのですが、サーキュラーエコノミーというものはかなり想定外というか、場合によっては化審法と合わないところもあるので、ちょっと大きな話になりますけれども、サーキュラーエコノミーの観点から、化審法を一回レビューするみたいなことが必要なのではないかなと思っています。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、蒲生委員、お願いします。

○蒲生委員 ありがとうございます。情報伝達、CMPのところなのですが、情報伝達の仕組みは大変重要だと思っていて、ただ、ここに書かれている目的は規制、特に欧州規制なのかなと推察するのですけれども、そういうものへの対応という、やや消極的なものに

なっているのは、足元での重要性は理解できるのですが、ちょっと残念かなと思いました。こういう情報伝達の仕組みをしっかりとつくることで、ハザードベースの規制ではなく、リスクベースで化学物質管理が可能であることをもっと発信できるような形がいいのではないかなということが1点です。

もう一つ、CMPに実装されるとなっている秘匿のための技術、今、そういう情報関連技術がすごく進展していると思うのですが、それは大変重要だと思っております、例えば、リスクベースでやろうと考えたときも、添加剤の配合は企業秘密なので難しいという話が出てきます。秘匿技術によってそういった壁を越えられる可能性があるのではないかなと思ったり、あと、日化協さんの発表の中にあった名称公示の関係なども、こういう秘匿技術を活用することでできるのではないかな。そういう秘匿という技術があることを前提に、その可能性を検討することがあってもいいのではないかなと思いました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、次の戸次委員の御意見で一旦区切らせていただきます。戸次委員、お願いいたします。

○戸次専門委員 戸次です。すみません。私、先ほど間違えてコメントしてしまったのですが、私も、資料9ページの不純物の閾値、1%の件については、1%でいいのかどうかということもありますが、ほかの法規制の中で、例えば、乳幼児の生活用品に含まれるプラスチックの製品中では、規制成分が0.1%未満という基準が設けられていたりもするので、このリサイクルの利用方法に関しては、用途規制などを設ける必要があるのではないかとといった点についてコメントさせていただきます。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、事務局から簡潔にお願いいたします。

○内野室長 事務局でございます。様々な御意見を頂戴しまして、ありがとうございます。

先ほど白石委員から頂戴した「意図して製造する」のところでございますが、その化学物質をもともと得たいと思って合成している場合と、別の化学反応の結果としてバイプロダクトという形、副産物という形で、くっついて合成されるということで、意図的、非意図的と分けているというのが現状の運用でございます。

パーセンテージにつきましては、現状、1%に設定している中で、もっと上げるべきということ、下げるべきということ、両方ご意見を頂いたと認識してございますが、暴露経路というところ、我々の法律は環境経由というところもございます中で、それぞれの暴露経路をしっかりと考えた結果として、どのように考えるかを、具体のプロセスも念頭に置きながら考察していけたらと思ってございます。

いずれにしても、様々な御意見、ありがとうございます。

○鶴補佐 では、私から。CMPについて様々な御意見を頂き、ありがとうございます。

まず、国際展開のお話があったと思うのですが、まさに御指摘いただいたように、CMPタスクフォースの中でも、国際展開を起こしていかなければならないよねという議論になっておりまして、説明の中でも申し上げたように、国際的な規格に準拠した形で議論を進めていくといった形になっているので、我々もそのあたりはしっかりフォローさせていただきたいと思っています。

あと、CMPと静脈側の話があったと思います。静脈側の話は、多分環境省さんの方の話だと思いますが、先ほど内閣府の取組、これは恐らくSIPの話かなと思っているのですが、今、CMPタスクフォースの中でも、そういった取組と連携してやっていくことが議論されていると聞いております。

最後、EUの規制対応ということで、少し後ろ向きなのではないかといった御意見もあったかと思うのですが、頂いた御意見はしっかり共有させていただければと思っています。

以上になります。

○長谷川室長 手短に。小野委員から御指摘のございました、静脈産業側、廃棄物事業者側へのインセンティブという点につきまして、私どもの循環担当部局ともよく意見交換をしていきたいと思っております。

また、織委員、岸本委員からございましたが、化審法と循環との関係は非常に大きな論点だと思います。後ほど意見があるかと思いますが、プラ条約の話とも深く関わる話だと思いますので、適切な方法で、こちらのほうの議論に戻していきたいと思っております。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

すみません。司会の不手際で、5時には終わりそうもございません。5時10分ぐらいをめどに終えたいと思っております。次に御予定がある方は御退出いただいて結構でございます。

最後の論点になりますが、2の（１）から（３）までについて、議論をお願いします。

その前に、先ほどの論点で、早川委員、どうぞ御発言をお願いします。

○早川専門委員　すみません。後から発言希望を出したので申し訳ありませんでした。

スライド7枚目で、事後監視の重要性が指摘されていて、立入検査の実績も上げられているということだったのですが、年間20件か30件程度しか実施されていないということで、この検査実績をもう少し高めるといとか、実施をもう少し強化するには、やはり民間に委託するとか、政府がやる以外の方向も検討したらよいのではないかと考えたので、今、それをやることを検討されているのかどうかというところについてお伺いしたく思いました。

以上です。

○東海座長　ありがとうございます。

それでは、亀屋委員、どうぞ。

○亀屋委員　亀屋です。どうもありがとうございます。

14ページのPFASについてであります。こちらの注目度は非常に高い一方、不明確な部分も多いということで、ほかの法令におきまして、どこまで問題なのかとか、どのように対応していかなければいけないのかというのを今探っている段階だと思います。

一方で、化審法のスタンスとして見たときには、資料をつくっていただいたように、左側の特定のPFASについては、今後の対応として継続充実の方向性が示されたと。右側のほうに行っても、POPs条約の廃絶対象については、海外の議論を待っている段階かと。この辺まではスタンスがしっかりしているわけですが、問題は、その下の物質群2だと思っております。化審法におきましては、スクリーニング評価から始まって、一連の一般化学物質の評価をやっているわけですので、ここはどのような状況なのかというところの点検を早く進めていただきたいなと思っております。そこをもう一步踏み込んでということでお願いしたいと思います。1万物質あるといった話もありますが、化審法として、特に量の多いものとか、どのくらいの物質を注目していかなければいけないのかといったものをスクリーニング評価しようとしたときに、今、もう終わっているのか、情報がないから、どこかで止まっているのか、あるいは、化審法の今の基準からだ、副評の結果にも残らないのかといったところで、化審法でやっていることの見直しにもつながると思いますので、ぜひPFASのところでも一步踏み込んで、物質群2のところに対応いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○東海座長　ありがとうございました。

それでは、金原委員、どうぞ。

○金原委員　　今、亀屋委員がPFASの話をしたので、関連です。

9月に行われたPOPRCのサイドイベントの中で、ショートチェーンPFASに関する規制を強化すべきといったサイドイベントがありました。どういうことが話されたかということ、簡単に言うと、PFPA、PFBS、PFHxA、PFBSプレカーサーあたりの物質の規制みたいなことを考えているようであります。

これを発表したのは、スイス中心で、スイスのアンドレアスという委員ですが、講演者としてもう一人は、マーチン・シュラインガーという、OECDのロングレンジ・トランスポートのシミュレーションプログラムをつくっている方で、ETHの教授です。

どういうことを言っていたかということ、パーシスタンスはリスクにつながると。どういうことかということ、環境中の濃度がスレッショールドを超えた場合にリスクになる。これはパーシスタンスがあるから蓄積していくのだという論調であります。そういう意味で、ここら辺の物質は規制すべきと。

もう一つのところは、アンドレアスが言ったのですが、モビリティ。このモビリティに関しては、バイオアキュムレーションとモビリティはリバーシブルであると言っているのですね。

だから、蓄積性とモビリティは表裏一体だと。そういうのに乗っかるのがショートチェーンPFASであると主張しています。

だから、EUはもしかしたら、そういう物質に関して、規制していくという方向で考えているのではないかと思います。これは実は今のGHSのOECDのアドホックグループに出ているのですが、そこでまさしくパーシスタンスとモビリティをGHSに入れるといった議論をしています。そういう意味では、いろいろな意味で連動していると私は感じています。

ただ、その中にアドバースエフェクトに関する議論があまり出てこないもので、規制するための毒性がどこまであるのだということところまでは議論が進んでいません。ただ、環境中に蓄積して、ある程度移動していく。蓄積していった場合に問題が起きるという主張で、今後規制が行われる可能性があると思います。そういう意味では、PFASの今後の動向としては、恐らくそういう方向に進んでいくと感じました。これは大きなところですよ。

もう一つ、15ページのPFOS等の消火剤に関してなのですが、これもサイドイベントでオーストラリアの消防士の団体の発表があって、彼らが、石油コンビナートや空港などのひどい事故の消火活動に、簡単に言うと、PFOSやPFOAが使えないから大変だという話をして

いました。これは健康に悪いわけですね。だから、とにかく代替を促進というか、いい物質を作ってくれといった方向の話です。今の代替物質だと、非常にひどい火災の場合は対応できないと言っていて、そこら辺も含めて、なかなか難しいなと思って聞いていたのですが、健康はもちろん一番大事でありますので、代替を進めていく方向なのですから、その製品、ちゃんとしたものを作ってほしいといった主張がありました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

まず、この物質群、PFOS、PFOAに関しては、リスク的な管理は実行可能性があり、青いところの物質群1もそれに近く、物質群2はなかなか難しいかなといった感覚があります。私は、こういうところは何らかの形で予防的な配慮を入れる価値がある場所であり、かなり価値があると考えます。こういう制度をリスクだけに基づくことの重大な欠陥は、情報が全部そろわないと何もしないというところにあって、これは制度全体としての設計において欠陥と思って言っていて、そこを補うものを入れないと、リスクだけに全部頼っていたら、まともな管理はできないと私は思っております。PFASのこの話は、その試行実験に多少なるケースかなと思っております。

それから、プラ条約に関しては、ここに書いてある懸念のある化学物質・ポリマーとかは、化審法と非常に密接に関連する課題だと思いますので、化審法の中でもプラ条約がこれからつくられるときに、必要な領域をきちっとカバーするように御検討いただく必要があると思いました。

また、人材育成全体としては、文科省の科研費や環境推進費など、あるいはNEDOなど、いろいろなものを一体としてやっているものだと思いますので、その辺を含めて御支援いただきたいと思います。また、科学技術基本計画は、この支援につながるような記載が非常に薄いという説を聞いたことがございまして、ここで言うことかどうかわかりませんが、その辺も、多分遠くはつながってくると思いますので、ぜひ御配慮いただければと思っております。

最後に、国際的な枠組みというところで、SPPは、私が提案したり、関わっていたりしますので、ぜひやっていただきたいと思いますと思っておりますが、化審法の中で、GFC推進の中で、より中立的な科学的知見、あるいは国際的に共有される科学的知見が必要なものは実は過

去にも多々あって、その種を例えばWHOがやっていたりということがありましたが、中立的・国際的に共有できる化学物質知見ということで、化審法の立場から、SPPを中立的・共有できる知見としてうまく使っていくことが有効だと私は思っておりますので、お願いいたします。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

大塚委員、どうぞ。

○大塚委員 3点ほど申し上げさせていただきたいと思いますが、1つは、今のPFASのところの話で、総PFASに関しての議論が必要ではないかということは、ほかの委員からも出てくるような議論だと私は思っていますけれども、個々の物質を考えていくと、代替物質が総PFASの中のほかのものになっているということになると、たちごっこになっていくことがございますので、先ほどから出てきている予防的アプローチの観点などからすると、総PFASで考えるというのが一つの在り方ではないかと思っています。代替フロンやVOCなどと似たような考え方を取るかということになってくるのではないかと考えております。

それから、日化協さんとの関係の話は次に議論するのかと考えていましたけれども、東海先生、それはしないような感じですね。

○東海座長 いや、日化協の方の話も含めて議論いただいて。

○大塚委員 ああ、そうですか。やや前に戻ってしまうかもしれません。あるいは全体に関係するかもしれませんが、1つは、CBIといったことで、日化協さんの資料の3ページに名称公示までの期間の話などが出ていますが、これはこれで、国際競争との関係は私も大事だと思っているので、御検討いただくことになると思うのですが、現在、PRTRとの関係で、営業秘密保持の仕組みはあることはあって、企業から申請いただくことになっているのですが、恐らく一件もないのではないかと思います。現在ある制度をあまり使っておられないような状況があるので、営業秘密に関する仕組みをもし考えるのだったら考えていただいて、ぜひ活用していただくといいと思うのですが、その場合に企業秘密になるかどうかの要件は、例えば、PRTRでは不正競争防止法の要件を使っているということがございます。この辺の議論に関して、さっきのCMP構想に関しては、先ほどの御議論にもあったように、秘匿の手段が出てきていますので、そちらのほうも技術的に活用しやすくなっているのではないかとこのことを申し上げておきたいと思っています。

3点目ですが、全体的にNAMsや自主管理などのことが出てきたと思いますけれども、リスク評価に関して、基本的には、化審法は国がやることになっているところがあると思いますが、リスク管理に関して、NAMsや自主管理に関しては、企業もやるということが前提になってくるのではないかと思います。

ここは、欧州の考え方をほかのところで入れてくるという議論になりますが、欧州は、リスク評価・管理は基本的に事業者さんがなさることになっていますので、その考え方がセットになってくるのではないかとということを申し上げておきたいと思います。

私は、化審法の2009年改正のときに若干関与させていただきましたが、そのときと状況がちょっと変わってきているのは、ESGとの関係などが出てきていて、化学物質の管理に事業者自ら取り組んでいただくといった問題・状況が発生していると言えるのではないかとということを申し上げておきたいと思います。

以上でございます。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、須方委員、お願いします。

○須方委員 まず、18ページをお願いいたします。

18ページは、サステナブルケミストリーに関わるような取組ということで、EUの取組を御紹介くださいましたが、一方で、GFCの戦略目標のサステナビリティに関わる部分のDの中のD3という行動目標の中に、かいつまんで申し上げますと、財政方針に関する報告方法に国際的報告基準等を適用するというので、国際的に標準化されたもので取り組むと読める目標があります。その中で、EUが先行して、紹介いただいた取り組みを行っている。

私自身、一番問題だと思っておりますのは、確かに、OECDやUNEPなど、いろいろなところで、サステナブルケミストリーや、それに関わるような定義を発表しているのですが、GFCの中で、どの定義を採用するのか明らかではない。そもそもサステナブルケミストリーとは何を指すのかというのは統一された基準がございません。

そういった中で、EUは、その取組の中で、サステナブルな事業活動を彼らなりに定め、それに基づくような事業活動に関して報告させている。

また、アメリカでは、国内で、サステナブルケミストリーをどのように定義づけるかということを数年かけて議論して、最近公表しています。

EUの取組は、確かに域内の取組ですが、投資家は域内だけを見ているわけではなくて、グローバルに物を見ているわけですので、日本国内でこういうことをするに当たっては、

サステナブルケミストリー、あるいはサステナブルな事業活動とは何を指すのかということとを国際的に標準化することを目標の中にいれながら、ぜひ取り組んでいただきたい。そのときに、先行者特権で、厳しい目標を立てたところが勝ちだということになると本来の目標から外れますので、そのあたりは慎重にお考えいただきたいというのが1点です。

それから、19ページの人材育成のところですが、ここで御紹介くださった観点以外に、例えば、UNEPが報告しておりますGreen and Sustainable Chemistryの中に定められた10個の目標の中の8つ目の中に、ソーシャルベネフィットを最大化していきますという目標がございます。その中に教育が入っています。すなわち、専門家の育成だけではなくて、全体を底上げする中で、化学品の管理をしっかりとやっていくという部分をUNEPは挙げている。したがって、そういった観点も必要であろうと思います。それが、25ページのステークホルダーとの対話拡大ということにもつながっていくであろうと私は思っているのですが、そうして教育の対象が増えてくると、今度は教育をする側の人材も必要になります。教育をする側の人材育成ということになると、アカデミアの先生方、あるいは企業内専門家もいます。では、そういう講師がどんどん出ていけるような環境をどうやってつくっていくかという部分についても、視点を持ってお考えいただけたらと思います。

1点申し上げるならば、これらはいずれもサステナブルな事業活動の中、事業そのものでなくても、サステナブルな活動に含めて考えることができるならば、18ページ、19ページ、25ページ目を連関させて考えることもできると思います。そして、一つ一つの取組ではなくて、そのような包括的な観点で物を見ていただけると助かるなと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。

それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 18ページの国際的な文脈での事業者へのインセンティブという話と、戻るのですが、5ページにある自主的なリスク管理の話、この両者をうまく関連づけて考えたかどうかと思っていまして、その整合性があるのかといったことも気になりますし、リスクベースとハザードベースで違うみたいなことがあった場合には、うまくどっちを変えるかというのはなかなか難しいと思うのですけれども、関連づけて今後検討してはどうかと思いました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、織委員、御意見ございますか。退出されていますかね。

○織委員　　すみません。手を下げるのを忘れていただけです。先ほど述べたので大丈夫です。申し訳ありません。

○東海座長　　ありがとうございました。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

○長谷川室長　　手短に御回答させていただきます。

まず、前段のところで、早川委員から、事後監視を民間に委託している事例はあるかという御質問でしたが、今のところはございません。ほかの化学品、化審法以外のところでそうしている事例は仄聞しておりますが、我々はしておりません。

P F A S 関係について、様々な具体的な御意見、提案なども亀屋先生から頂きました。確かに今やっていない部分ですので、先ほどの先生からの御提案も真剣に検討して、実際どのようなになっているか、まず、現状の整理をよくしてみたいと思っております。

金原委員からお話がありました国際的な動きはおっしゃるとおりでございまして、我々もよく注目しながら見ていきたいと思っております。

鈴木先生のPFAS関係は御指摘のとおりかと思っておりますし、プラ条約関係はよく見ていきたいと思っております。SPPにつきましても御指導いただき、本当にありがとうございます。

大塚先生からのPFAS関係の御指摘は、最初の御説明とかぶりますが、全体PFASをこれからどうしていくかという中で考えていきたいと思っております。

PRTRの仕組みの活用事例も、我々、少し勉強してみたいと思います。御提案、ありがとうございました。

須方委員からの、インセンティブ関係の取組について、きちんと対応していただきたいという御意見はごもっともでございますので、私どもとしても、国際交渉に向けて、これからよく準備していきたいと思っておりますし、岸本委員からの国内・国際のリンケージというのもよく考えていきたいと思っております。

私からは以上です。

○内野室長　　御意見、多々ありがとうございます。

少しだけ補足をさせていただくとすると、人材育成については、やや幅広い視野で考えてほしいといった御示唆を多くの委員から頂戴したように思っております。

あと、先ほど大塚委員からもございましたが、例えば、日化協さんが先ほどプレゼンを

されたものの中で、安全な代替というところの名称公示は考えてもいいのではないかと
いう中で、情報秘匿をするというところと言うと、先ほど事務局から御説明したような情報
伝達の仕組みの中の秘匿の技術を活用できるだろうという形で、私どもが本日、御説明申
し上げた論点は幾つかパッケージで考えられるのではないかとといった印象を受けたところ
でございます。

事業者のリスク管理をどんどん促すというところのインセンティブづけは、我々が先ほ
ど御説明した18ページと5ページに関連するのではないかとといった岸本委員の御示唆も含
め、幾つかの論点は、それらを総合的に考えた結果として、議論を少し前に進めさせてい
ただくことができるのではないかと想着てございますので、事務局のほうで検討させて
いただければと思っております。ありがとうございます。

○東海座長 ありがとうございました。

○長谷川室長 すみません。1点忘れておりました。戸次委員から冒頭にありました、
パブリックコメントを制度に反映した事例があるかという御質問ですが、実際ございます。
今、手元にデータがございませんが、制度改正に反映させていただいたことがございま
すので、御報告させていただきます。

以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

以上をもちまして、議題1に係る審議事項は終了といたします。活発な御議論を頂きま
して、ありがとうございました。

次の議題に移ります。「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○松下補佐 第3回以降の開催につきましては、12月以降を予定しております。
日程調整につきましては、各省事務局から御連絡を差し上げますので、どうぞよろしくお
願いいたします。

また、本日の議事録につきましては、事務局で原案を作成し、出席委員の皆様に御確認
いただきました上で、各省のホームページに掲載する予定でございます。

事務局からは以上です。

○東海座長 ありがとうございました。

では、何かご質問がありましたらお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、本日の第2回合同会合を終了いたします。ありがとうご
ざいました。

——了——